

# 国立大学法人東京外国語大学宿舎修繕維持費に関する要項

〔平成23年 6月14日〕  
規 則 第 33 号

(趣旨)

第1 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における宿舎修繕費については、本学宿舎規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2 本学が所有する宿舎の各戸において、平成20年以降改修に関する宿舎修繕維持費を徴収することを目的とする。

(宿舎修繕維持費)

第3 本学が所有する宿舎の改修に係る宿舎修繕維持費の加算額については、次のとおりとする。

改修に要した建設費用	加算額(月額)
100万円以上150万円未満	8,400円
150万円以上200万円未満	11,200円
200万円以上250万円未満	13,900円
250万円以上300万円未満	16,700円
300万円以上350万円未満	19,500円
350万円以上	22,300円

附 則

この要項は、平成23年8月1日から施行することとした。